

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

傷害や暴行を始めとするいわゆる暴力犯罪は、国民にとって身近に起こり得る犯罪であり、被害者の心身に対する影響も大きく、平穏な日常生活を脅かし、ひいては社会不安を増大させるおそれがある。我が国においては、刑法犯認知件数が平成14年をピークに15年連続で減少し、平成29年も戦後最少を更新したが、傷害、暴行に関しては、他の罪種と比べて認知件数の減少幅が小さく、いずれも依然高い水準にあり、殺人、脅迫については、29年は前年から増加している。検挙人員の面では、成人による傷害が高止まりし、暴行が増加傾向にある。また、出所受刑者の5年以内再入率でも、暴行は、総数を上回る。

平成14年版犯罪白書では、「暴力的色彩の強い犯罪の現状と動向」と題して特集を組み、強盗や傷害等の9罪種に焦点を当てて警察等の統計資料を基に動向分析を行い、犯罪が凶悪化する傾向にあり、集団的犯行が増加していることなどを明らかにしたが、当時は刑法犯全体の認知件数が増加し続けている状況にあった。その後15年以上が経過し、我が国の犯罪情勢が大きく変貌している中で、再び高止まりないし増加傾向にある暴力犯罪に関しては、その動向や実態を改めて調査し、被害者との関係、犯行態様や年齢層等の対象者の特性に応じて、詳細に分析することが必要である。

また、暴力犯罪に関する適切な犯罪防止及び再犯防止の対策は、我が国の治安を維持・改善する上で極めて重要である。平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」においても、再犯防止のための重点施策の一つとして、「対象者の特性に応じた指導及び支援」の強化が掲げられ、再犯リスクの高い対象者、とりわけ対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施することの重要性が指摘されている。また、25年12月に閣議決定された「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、暴力等の問題性が大きい対象者への指導及び支援を充実強化する旨の方針が決定され、その一環として、「対人暴力の問題に対する専門の処遇プログラムの充実」等のほか、「処遇上特に注意を要する保護観察対象者について、生活状況の綿密な把握に努め、問題の改善に向けた指導を行う」ことなどが求められている。さらに、29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」でも、刑事施設における、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、保護観察所における、飲酒や暴力などに関

する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実が求められている。これらの課題に適切に対応して暴力犯罪に対する効果的な再犯防止対策を検討するには、暴力犯罪者の抱える問題性等の実態を解明することが必要不可欠であり、その上で、暴力犯罪者に対する処遇の状況と、処遇対象の暴力犯罪者の特性等について掘り下げて調査分析する必要があるところ、かかる観点からの我が国における調査研究は必ずしも十分とは言い難く、暴力犯罪者の実態解明に焦点を当てた基礎的な調査研究を実施することが有益である。

本報告は、このような観点から、暴力犯罪の動向、暴力犯罪者に対する処遇の現状を紹介するとともに、暴力犯罪の再犯防止対策の前提となる暴力犯罪者の問題性等の把握に資する基礎資料を提供するものである。なお、少年に関しては、第2章で紹介するとおり近年の検挙人員の減少が著しいことから、本研究においては検挙人員が高止まりないし増加傾向にある成人の暴力犯罪者に焦点を当てて研究を行った。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおりである。

第2章では、暴力犯罪の動向を、認知件数・検挙件数・検挙人員等、処遇の各段階における数値、再犯の各観点から紹介する。

第3章では、受刑者及び保護観察付全部執行猶予者を対象に行った、暴力犯罪者の特性等に関する特別調査の結果を示し、分析により得られた知見を示す。

第4章では、暴力犯罪者の処遇の現状を刑事施設等と保護観察所のそれぞれの段階において示す。

最後に、第5章では、第2章から第4章までで明らかになった内容を概観した上で、暴力犯罪者による再犯を防止するための方策、より効果的な矯正処遇や保護観察処遇の在り方について検討する。